

改正 平成10年4月1日 平成17年10月1日 平成23年4月1日
平成26年4月1日 平成30年1月1日 令和元年5月1日

第1 目的

この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条に規定する乳児健康診査の一層の徹底を図るため、乳児健康診査（6か月児・9か月児）について医療機関に委託して行うことにより、乳児の保健管理の向上を図ることを目的とする。

第2 対象

乳児健康診査の対象者は、八王子市内に居住する乳児とする。

第3 実施医療機関等

1 乳児健康診査（6か月児・9か月児）は、次の医療機関において実施する。

(1) 社団法人東京都医師会（以下「東京都医師会」という。）に加入し、本事業に協力する医療機関

(2) 東京都医師会に非加入の医療機関で、原則として標ぼうする診療科目に小児科を掲げるもの及び都立病院

2 市長は、実施医療機関が所属する医師会等の協力を得るものとする。

医師会等は、会員医療機関から健康診査への協力の申し出があった場合は、健康診査協力承諾書（第1号様式の1（様式略））を、協力辞退の申し出があった場合は、健康診査協力辞退届（第1号様式の2（様式略））を徴して、八王子市に送付するものとする。

第4 実施方法及び内容

1 実施方法

(1) 市長は、東京都内の市町村を代表する市長と東京都医師会長とが締結する「妊婦健康診査及び乳児健康診査（6か月児・9か月児）委託契約」に基づき、乳児健康診査（6か月児・9か月児）を実施するものとする。

(2) 東京都医師会非加入の医療機関及び都立病院については、乳児健康診査実施に係る当該医療機関の承諾に基づき、乳児健康診査を実施するものとする。

(3) 実施医療機関は、「乳児健康診査・保健指導の手引き」に基づき、保護者から提出される「乳児健康診査受診票」〔第2号様式（6か月児用、甲乙丙3枚複写、甲はピンク色）（様式略）及び第3号様式（9か月児用、甲乙丙3枚複写、甲は白色）（様式略）。以下「受診票」という。〕により健康診査を実施するものとする。

2 健康診査の内容

(1) 6か月期 1回

診査項目：体重測定、身長測定、頭囲測定、栄養状態及び離乳食の進み方、皮膚の異常、心音の異常、呼吸音の異常、腹部の異常、四肢の異常、難聴の疑い、斜視の疑い・白色瞳孔、神経学的所見及び運動機能

保健指導：栄養指導（離乳食指導を含む。）、生活指導、予防接種、事故防止

(2) 9か月期 1回

診査項目：体重測定、身長測定、頭囲測定、栄養状態及び離乳食の進み方、皮膚の異常、心音の異常、呼吸音の異常、腹部の異常、四肢の異常、難聴の疑い、斜視の疑い・白色瞳孔、神経学的所見及び運動機能

保健指導：栄養指導（離乳食指導を含む。）、生活指導、予防接種、事故防止

第5 受診票の交付及び再交付

1 市長は、受診者の保護者に対して、別表で定める事業・住所コードを記入した受診票及び実施医療機関名簿を、乳児健康診査（3～4か月児）の通知時に同封して交付するものとする。

2 他の道府県から転入した場合及び受診票を紛失又はき損した場合は、保護者の申出により、当該児の月齢を勘案し、受診票を交付するものとする。

3 八王子市以外の東京都内区市町村で交付された後、八王子市に転入した場合は、受診票はその

まま使用できるものとする。この場合において、健康診査委託料は、八王子市が負担するものとする。

第6 受診票の利用時期

受診票の利用時期は、疾病及び異常の発見、離乳食指導等を勘案して、当該児がそれぞれ生後6～7か月及び9～10か月に受診するよう指導するものとする。ただし、乳児（6～7か月）健康診査受診票については9か月になる前日まで、乳児（9～10か月）健康診査受診票については1歳になる前日まで利用できるものとする。

第7 受診票の取扱い

実施医療機関は、健康診査の結果を受診票（甲乙丙の3枚複写）の所定欄に記入し、甲票は実施医療機関の控えとして保存するものとする。乙票は受診児の保護者に交付して、診査結果欄を母子健康手帳に貼り付けるよう指導するものとする。丙票は健康診査委託料の請求原票・結果通知書（以下「請求原票」という。）となるので八王子市で保管するものとする。

なお、実施医療機関（第10の都外実施医療機関を除く。）は、受診票の所定欄に医療機関コードを記載するものとする。

第8 健康診査委託料の請求

1 東京都医師会加入の実施医療機関

- （1） 東京都医師会加入の実施医療機関は、当月分の請求原票に、妊婦・乳児健康診査総括票（第6号様式（様式略）。以下「総括票」という）を添えて、地区医師会長に提出するものとする。
- （2） 地区医師会長は、実施医療機関から提出された請求原票及び総括票を審査のうえ、妊婦・乳児健康診査請求原票送付書（第7号様式（様式略）。以下「送付書」という。）を添えて、翌月10日までに、東京都国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という）に提出するものとする。

なお、実施医療機関は総括票に、地区医師会長は送付書に、別表2に定める医師会コードを記入するものとする。

2 東京都医師会非加入の実施医療機関及び都立病院

東京都医師会非加入の実施医療機関及び都立病院は、当月分の請求原票に総括票を添えて翌月10日までに連合会に提出するものとする。

第9 東京都医師会委託料等の審査及び支払

1 東京都医師会加入の実施医療機関、東京都医師会非加入の実施医療機関及び都立病院の場合における委託料等の審査及び支払は次のとおりとする。

- （1） 市長は、健康診査委託料の審査・支払に関する事務及び地区医師会事務費の審査・集計票作成に関する事務を、連合会に委託して行うものとする。
- （2） 市長は、第8の規定により請求を受けたときは、連合会を通じて、実施医療機関に委託料を支払うものとする。

また、連合会から送付された集計帳票を基に、地区医師会に事務費を支払うものとする。

- （3） 市長は、委託料の支払に際し、連合会を通じて、当該医療機関に通知するものとする。

また、連合会から送付された集計帳票を基に、地区医師会に事務費の額を通知するものとする。

- （4） 連合会は、請求原票を八王子市に送付するものとする。

第10 都外医療機関における乳児健康診査（6か月児・9か月児）の取扱い

1 都外実施医療機関における乳児健康診査（6か月児・9か月児）

第3の1の（1）及び（2）に掲げる医療機関のほか、都外に所在する医療機関から乳児健康診査（6か月児・9か月児）の実施について協力の申出があったときは、市長は、当該医療機関と委託契約を締結し、当該医療機関を乳児健康診査（6か月児・9か月児）の実施医療機関（以下「都外実施医療機関」という。）とする。この場合において、都外実施医療機関の所属する医師会等からの協力が得られるときは、医師会等と委託契約を締結するものとする。

2 都外実施医療機関への委託料の支払

- （1） 都外実施医療機関は、当月分の請求原票に妊婦・乳児健康診査委託料請求書を添えて、翌月10日までに市長に委託料を請求するものとする。
- （2） 市長は、都外実施医療機関から請求を受けたときは、内容を確認の上、当該都外実施医療

機関に直接委託料を支払うものとする。

第11 事後措置

市長は、連合会及び都外実施医療機関から請求原票を受領したときは、健康診査の実施結果を記録、保存するとともに、指導を要する乳児については、適切な措置を講ずるものとする。

第12 広報活動

市長は、各種広報手段を活用するとともに、医師会及び実施医療機関などの関係団体を通じて、市民に対して制度の趣旨の周知を図るものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に東京都知事が交付した受診票は、要綱の施行の日以後においては、要綱の規定により交付された受診票とみなす。この場合において、健康診査委託料は、八王子市に居住する受診者については八王子市が負担するものとする。
- 3 実施医療機関のうち、保険診療を取り扱わない医療機関（以下「自由診療医療機関」という。）については、当分の間、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 市長は、自由診療医療機関からの協力の申し出があったときは、東京都医師会加入の有無にかかわらず、当該医療機関と委託契約を締結することができるものとする。
 - (2) 自由診療医療機関は、第8の規定にかかわらず、当月分の請求原票に妊婦・乳児健康診査委託料請求書（参考様式）を添えて、翌月10日までに市長に委託料を請求するものとする。
 - (3) 市長は、自由診療医療機関から請求を受けたときは、第9の規定にかかわらず、内容を確認の上、当該医療機関に直接委託料を支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 要綱第10の規定により都外実施医療機関において乳児健康診査（6か月児・9か月児）を受診する場合は、第2号様式乳児（6～7か月）健康診査受診票（甲）及び第3号様式乳児（9～10か月）健康診査受診票（甲）中「都内委託医療機関」とあるのは「都外委託医療機関」と読み替えるものとする。
- 3 この要綱において、第4号様式は欠番とする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に交付された受診票は、要綱の施行の日以後においては、要綱の規定により交付された受診票とみなす。

別表1 事業・住所コード

上2桁 11…乳児健康診査（6か月） 12…乳児健康診査（9か月）

下1桁…検証番号

	区名	乳児健康診査 6か月児		乳児健康診査 9か月児	
		11	2	12	1
1	千代田区	11601	2	12601	1
2	中央区	11602	8	12602	9
3	港区	11603	8	12603	7

4	新宿区	11604	6	12604	5
5	文京区	11605	3	12605	2
6	台東区	11606	1	12606	0
7	墨田区	11607	9	12607	8
8	江東区	11608	7	12608	6
9	品川区	11609	5	12609	4
10	目黒区	11610	3	12610	2
11	大田区	11611	1	12611	0
12	世田谷区	11612	9	12612	8
13	渋谷区	11613	7	12613	6
14	中野区	11614	5	12614	4
15	杉並区	11615	2	12615	1
16	豊島区	11616	0	12616	9
17	北区	11617	8	12617	7
18	荒川区	11618	6	12618	5
19	板橋区	11619	4	12619	3
20	練馬区	11620	2	12620	1
21	足立区	11621	0	12621	9
22	葛飾区	11622	8	12622	7
23	江戸川区	11623	6	12623	5
24	八王子市	11624	4	12624	3
25	立川市	11625	1	12625	0
26	武蔵野市	11626	9	12626	8
27	三鷹市	11627	7	12627	6
28	青梅市	11628	5	12628	4
29	府中市	11629	3	12629	2
30	昭島市	11630	1	12630	0
31	調布市	11631	9	12631	8
32	町田市	11632	7	12632	6
33	小金井市	11633	5	12633	4
34	小平市	11634	3	12634	2
35	日野市	11635	0	12635	9
36	東村山市	11636	8	12636	7
37	国分寺市	11637	6	12637	5
38	国立市	11638	4	12638	3
39	西東京市	11639	2	12639	1
40	福生市	11641	8	12641	7
41	狛江市	11642	6	12642	5
42	東大和市	11643	4	12643	3
43	清瀬市	11644	2	12644	1
44	東久留米市	11645	9	12645	8
45	武蔵村山市	11646	7	12646	6
46	多摩市	11647	5	12647	4
47	稲城市	11648	3	12648	2
48	あきる野市	11649	1	12649	0
49	羽村市	11650	9	12650	8
50	瑞穂町	11651	7	12651	6

51	日の出町	11652	5	12652	4
52	檜原村	11654	1	12654	0
53	奥多摩町	11655	8	12655	7
54	大島町	11656	6	12656	5
55	利島村	11657	4	12657	3
56	新島村	11658	2	12658	1
57	神津島村	11659	0	12659	9
58	三宅村	11660	8	12660	7
59	御蔵島村	11661	6	12661	5
60	八丈町	11662	4	12662	3
61	青ヶ島村	11663	2	12663	1
62	小笠原村	11664	0	12664	9

別表2 医師会コード

医師会名	コード
千代田区	0117
神田	0125
中央区	0216
日本橋	0224
港区	0315
新宿区	0414
文京区	0513
小石川	0521
下谷	0612
浅草	0620
墨田区	0711
向島	0729
本所	0737
江東区	0810
品川区	0919
荏原	0927
目黒区	1016
大森	1115
田園調布	1123
蒲田	1131
世田谷区	1214
玉川	1222
渋谷区	1313
中野区	1412
杉並区	1511
豊島区	1610
北区	1719
荒川区	1818
板橋区	1917
練馬区	2014
足立区	2113
葛飾区	2212

江戸川区	2311
八王子市	2410
北多摩	2519
立川市	2527
武蔵野市	2618
三鷹市	2717
西多摩	2816
府中市	2915
調布市	3111
町田市	3210
小金井市	3319
日野市	3517
西東京	4010
東久留米	4515
多摩市	4713
稲城市	4812